

警 察 署 協 議 会 議 事 録

協 議 会 名	令和6年第3回宮城県白石警察署協議会
開 催 日 時	令和6年11月26日（火）午後4時40から 午後5時20分まで
開 催 場 所	宮城県白石警察署 大会議室
出 席 者 等	1 協議会委員 出席委員～佐藤由佳会長、志村正光副会長、八島淳子委員、 高橋秀一委員、我妻紀子委員 2 警察署側 署長、次長、会計課長、警務課長、生活安全課長、地域課長、刑事 課長、警備課課長代理、警務係長
議 事 概 要	別紙のとおり
備 考	

備考 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、添付すること。

別紙

1 報告事項

(1) 警察署協議会代表者会議伝達（警務課長）

本年10月29日に警察署協議会代表者会議に出席した。

同会議では、通信指令室や交通管制センターなどの警察本部内の施設見学を行った。

その後、座談会があり、仙台南、泉、河北、南三陸、古川警察署の協議会委員や、公安委員会の方々と話をすることができた。

(2) 速度取締り指針について（次長）

次長から、管内の速度取締り指針について説明がなされた。

委員：承知した。

2 質疑応答

委員：前回の協議会において提言した件であるが、未だ補修がなされていないので再度提言する。

ホワイトキューブ前を通過して国道113号に向かう道路で、歩道の平板ブロックが浮いているところがあり、でこぼこしていて危険である。

また、同じ道路の国道113号との丁字路交差点の手前の辺りで、歩道脇の土が崩れたり樹木がはみ出すなどしており、歩道が狭くなっている。いずれも補修して欲しい。

地域課長：前回協議会後の今年6月に、道路を管理する白石市建設課に情報提供を行った結果、現場状況を確認した上で対応を検討するとの回答を受けたが、今回、再度同課に連絡し、対応状況を確認した。

その結果、市の担当者から、

○ 調査の結果、歩道の補修が必要な箇所が50箇所以上あったが、予算の都合上、すぐに補修を始めるのは難しいことは御了承願いたいとの回答を受けた。

歩道に土や樹木がはみ出していることについては、

○ 部分的にはみ出た枝を切り落とす作業等を実施済みである旨の回答を受けた。

当署でも管内の道路の継続した見回りを実施し、修繕が必要な箇所などを見つけた際には、関係機関に通報するなど適切な措置を行う。

委員：承知した。

委員：最近、関東圏で闇バイトによる強盗事件が頻発しているが、東北でも起こる可能性があるため、対処法を教示願いたい。

生活安全課長：警察では、侵入型の強盗事件から身を守る防犯対策として、

○ 在宅時を含め戸締まりを徹底する

○ ドアスコープやインターフォン越しなどで訪問者を確認し、不用意

にドアを開けない

- インターフォン、ドアチェーン、ドアロック越しに訪問者の対応をする
 - 帰宅時は、周囲に人がいないかよく確認する
 - 電話等で在宅状況、家族構成、資産状況等を聞かれても答えない
 - 自宅に必要以上の現金を置かない
 - 不審に感じたら、ためらわずに110番通報する
 - 防犯性能の高い建物部品（錠、ドア、ガラス、防犯フィルム、シャッター等）を設置、活用する
 - 防犯設備機器等（防犯カメラシステム、センサー付きライト、カメラ付きインターフォン等）を設置、活用する
- などを推奨している。

委員：承知した。

委員：先日、近所で不審者を見かけ、強盗などの犯罪の下見ではないかと思
い話しかけたところ、セールスをしていたなどとの説明をして、立ち去
ったということがあった。

署長：不審者を見かけた際は、自ら話しかけることはせずに、警察に通報し
て欲しい。

委員：承知した。

委員：不用品の買取業者を名乗る者が自宅に来訪する。こちらの家族構成を
質問してきたりなど、情報収集をしているのではないかと思うが、どの
ように対応したら良いか。

生活安全課長：不審な来訪ははっきり断り、退去させる。家族の情報などは一切与え
ないで欲しい。

委員：SNSを使った闇バイト関連の強盗事件が後を立たない。若年層が安
易に犯罪に手を染めないよう、情報発信や啓発活動を願いたい。また、
すでに行っている取組があれば教示願いたい。

生活安全課長：当署では、管内のハローワーク、コンビニエンスストア、JRの駅な
どに対し、闇バイトをさせないための広報啓発内容を掲載したチラシを
持参し、目に留まる場所への備付けを依頼している。

そのほか、各種キャンペーンや講話などのあらゆる機会に同様のチラ
シの配布を行っている。

また、闇バイトに限らず、「少年を特殊詐欺に加担させないための
取組」として、管内の全ての学校において非行防止教室を実施している。

委員：承知した。今後も活動の継続を願いたい。

委員：11月1日から自転車のながらスマホや、酒気帯び運転の罰則が強化された。白石警察署管内での自転車の違反件数はどのくらいあるのか、教示願いたい。また、今後も交通安全教育の充実を願いたい。

次長：令和6年11月1日に道路交通法が改正され、自転車運転者に対する携帯電話使用等違反が、自動車等と同様に、道路交通法を根拠に検挙可能となった。また、道路交通法を根拠に、自転車の酒気帯び運転も罰則が適用されるように改正された。

これらの改正は、悪質かつ危険な自転車運転者に対する取締りを強力に推進するためであり、当署でも、この改正の趣旨を踏まえて、検挙に向けた警戒活動などを強化している。

なお、警察署ごとの違反件数や取締り件数については回答していないが、県内全体では、令和6年9月末時点で、検挙件数829件、警告件数11,922件となっている。

次に、交通安全教育については、当署では、白石市、蔵王町、七ヶ宿町等の自治体や各地区の交通安全協会などの関係機関・団体等と連携して、各学校・企業での交通安全教室の開催などを行っている。

保育園などでは、地域交通安全活動推進委員と連携して、「こども交通安全教室」などを実施し、横断歩道の正しい渡り方などを指導している。

小・中学校では、交番や駐在所勤務員等と連携して交通安全教室を実施し、交通マナーやルールの遵守を指導している。

高校では、各学校の教職員と連携して「自転車利用マナーアップ活動」などを実施し、自転車に関する交通事故の抑止などに努めている。

さらに、白石警察署管内に所在する高校や企業・団体に対し、「交通安全講話」を行うなどして、自転車に関する交通事故の抑止や交通安全意識の向上を図るなどしている。

今後も交通安全教育をますます充実させ、交通事故のない安全で快適な地域社会の実現を目指していく。

委員：承知した。今後も継続願う。

委員：最近、クレジットカードにより支払うことが多くなっているが、白石警察署管内でクレジットカードの被害は発生しているのか。被害防止の対策があれば教示願いたい。

刑事課長：クレジットカードに関する犯罪被害には、大きく分けて

○ クレジットカードそのものが犯罪者、犯罪組織の手に渡り、不正に利用される場合

○ クレジットカード情報等が犯罪者、犯罪組織の手に渡り、不正に

利用される場合
が考えられる。

クレジットカードそのものが不正に利用される場合については、紛失したり盗まれたりしたクレジットカードを犯罪者が入手し、犯罪者がカードの持ち主になりすまして不正にカードを使用するもので、これにより店員を騙して買物などをする行為は、詐欺罪に該当する。

令和5年及び令和6年10月末現在、当署管内でこの種の事案は発生していない。

この被害を防ぐためには、クレジットカードを落としたり、盗難被害に遭わないよう気を付けることはもとより、なくなったことに気付いたら速やかにカード会社に連絡し、利用停止の手続きを行うことや、カードに暗証番号を記載したり、生年月日などの分かりやすい暗証番号に設定しないという点に注意していただきたい。

次に、クレジットカード情報等が犯罪者、犯罪組織の手に渡り、それが不正に利用される場合については、主に、スキミング、番号盗用、の2つが考えらる。

スキミングとは、磁気データ読取機器、通称スキマーと言われる機器を使用して、クレジットカード情報を読み取り、同情報から偽造カードを複製し、その偽造カードを不正に利用する犯罪で、磁気情報を盗む行為で、支払用カード電磁的記録情報取得罪に該当する。

また、スキミングで盗んだ情報を基に偽造カードを作る行為は、支払用カード電磁的記録不正作出となり、その偽造カードを不正に使用する行為は、詐欺罪や、不正作出支払用カード電磁的記録供用罪に該当する。

なお、令和5年及び令和6年10月末現在、当署管内でこの種の事案は発生していない。

インターネット通販等の電子商取引が普及し、クレジットカードの情報さえあればカード決済ができるようになったため、あえて偽装カードを作らなくても不正利用できるようになり、偽造カードの不正利用は近年減少傾向にある。

しかしながら、スキミング被害が完全になくなったわけではなく、海外における被害も発生していることから、被害に遭わないためにも

- 財布やクレジットカードを放置しないこと
- クレジットカードを他人に貸さないこと

などに気を付けていただく必要がある。また、身に覚えのない請求があったら速やかにカード会社に対して利用停止措置と、不正に利用された可能性がある旨の問合せを行っていただきたい。

続いて、番号盗用とは、クレジットカード番号等の情報や、ウェブ

サイトの個人アカウントにログインするためのＩＤ、パスワード等の情報を不正に入手する行為で、その入手する手口で最も多く見られるのがフィッシング詐欺である。

これは、金融機関やカード会社、実在する企業などを装い、「カードの有効期限が近づいています」「カードが無効の状態です」「キャンペーンに当選しました」などといった件名のメールを送信し、偽サイトに誘導した上で、カード情報等を入力させて情報を入手するものである。

フィッシングサイトを公開する行為や、電子メールによってＩＤ、パスワード等の情報を不正に入手する行為は、不正アクセス行為の禁止等に関する法律によって規制されており、クレジットカード番号等の情報を不正に入手する行為は、割賦販売法という法律によって規制されている。

なお、当署管内でも、誘導されたサイトにクレジットカード情報等を入力してしまったという相談が年に数件寄せられているほか、サイトのアカウントに不正にログインされて、そこに紐付いているクレジットカードから身に覚えのない商品を購入されたなどという相談も年に数件寄せられている。

フィッシング詐欺に遭わないためには、

- 電子メールやＳＭＳに記載されているリンクに不用意にアクセスしないこと
 - 公式サイトなどの信頼できるサイトを除き、ＩＤやパスワード等のサイトアカウント情報、クレジットカード番号情報、暗証番号などの個人情報を入力しないこと
 - パソコンやスマートフォンのＯＳ、ソフトウェア、アプリなどを定期的にアップデートし、安全な状態に保つこと
- などが重要である。

重ねて、身に覚えのない請求があった場合には、速やかにカード会社に対して利用停止措置と、不正に利用された可能性がある旨の問合せを行うことを助言する。

委員：承知した。被害防止に努めたい。